

農家レストランの農用地区域内設置について

- No. 40
【提案事項】 農家レストランの農用地区域内設置の容認
【提案団体】 愛知県
- No. 141
【提案事項】 農用地区域内への農家レストランの設置に係る基準の緩和
【提案団体】 北海道、青森県、山形県、群馬県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、鳥取県、岡山県、山口県、徳島県、熊本県、全国知事会
- No. 169
【提案事項】 農用地区域内への農家レストランの設置の容認
【提案団体】 鳥取県

平成26年9月11日

農林水産省

国家戦略特別区域における農業振興地域の整備に関する法律施行規則の特例措置 (農家レストランの農用地区域内設置)

- 農家レストランについて、6次産業化を推進し、農家の所得の増大等を図る観点から、国家戦略特区において、農用地区域内に設置することができるよう要件を緩和(平成26年4月1日施行)

国家戦略特区

農家レストランを農用地区域内に設置

「農林水産省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令」(平成26年内閣府・農林水産省令第4号)

国家戦略特区において、自己の農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を主たる材料として調理して提供する農家レストランについて、農業用施設として、農業者がこれを農用地区域内に設置することを可能とする。

6次産業化の推進、所得向上、雇用の確保

特区以外

農用地区域における農業用施設



- ① 畜舎、温室、農産物集出荷施設 等
- ② たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具格納施設 等
- ③ 農業者が設置・管理する次の施設
 - ・ 主として、自己の生産する農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を原材料として使用する製造・加工施設
 - ・ 主として、自己の生産する農畜産物及び同一市町村内又は農業振興地域内で生産される農畜産物を原材料として製造・加工されたものの販売施設